

平成31年1月22日

〒431-1424

静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈200

株式会社マグナ・リゾート 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

## 申 入 書

前略

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

貴社が使用している「マグナリゾートクラブ 重要事項確認書」につき、今般、消費者保護の観点から検討致しました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成31年2月22日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

早々

## 1 貴社が使用している重要事項確認書（末尾）の記載

また営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いませんので予めご了承ください。

## 2 申入れの趣旨

貴社が使用している重要事項確認書の末尾の「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」との記載を削除して下さい。

## 3 申入れの理由

(1) 貴社は、重要事項確認書の末尾において「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」と、貴社がその従業員の行った行為について契約責任及び不法行為責任を一切負わない旨の条項をおかれています。

(2) ところで、全国の消費生活センターには、平成26年7月1日～平成30年10月11日の4年2か月間において、貴社に関し、勧誘時と話が違うなどの貴社従業員の行為に不法行為が成立すると思料される相談・苦情が多数寄せられています。

(3) そして、消費者契約法10条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めており、上記条項が、貴社の従業員が契約締結過程で行った不法行為についても、貴社がその責任を負わない定めであるとすると、被用者が事業の執行について第三者に加えた損害について、事業者（他人を使用する者）に対し、損害賠償責任を定めた民法715条1項の定めを反する定めであり、消費者の権利を制限し、かつ、信義誠実の原則にも反して消費者の利益を一方的に害する定めであると思料され、消費者契約法10条に違反しています。

従って、「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いません」との記載は消費者契約法10条に違反していますので削除して下さい。

以上